

議第67号

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第6号中「3,600円」を「2,700円」に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する修正案

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

第4条第2項第6号の改正規定の次に次の改正規定を加える。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 平成31年4月1日から平成37年3月31日までの間における第4条第2項の規定の適用については、同項第6号中「2,700円」とあるのは、「2,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、3,600円）」とする。